

令和元年10月1日から

3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを
利用する子供たちの利用料が**無償化**されます。

※ 0歳から2歳までの市民税非課税世帯の子供たちも対象になります。

幼稚園、認定こども園（1号認定）を利用する子供たち

【対象者】

○ 3歳から5歳（年少・年中・年長児）

※ 幼稚園、認定こども園(1号認定)は、満3歳から小学校入学前までが無償化の対象です。

【利用料】

○ 幼稚園の児童 月額25,700円を上限に無償化

※ 保育料と入園料が無償化の対象となります。

※ 幼稚園が定める保育料が月額上限額を超える場合、差額は保護者負担となります。

○ 認定こども園の1号認定児童 基本保育料が無償化

● 通園送迎費、食材料費、行事費などは、保護者の負担となります。

● 幼稚園又は認定こども園と、障害児の発達支援の両方を利用する場合は、両方とも無償化の対象となります。

● 従来の私立幼稚園就園奨励費補助事業において、無償化の上限額(年額換算308,400円)を上回る負担軽減を受けている階層については、市独自制度で負担軽減額が維持されます。

幼稚園、認定こども園（1号認定）の預かり保育の利用

【対象者・利用料】

○ 対象となるためには、市から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

※ 「保育の必要性の認定」の要件:月64時間以上の就労等(認可保育所の利用と同等の要件)

※ 預かり保育は、満3歳となった日の次の4月から小学校入学前までが無償化の対象です。

○ 預かり保育の利用料

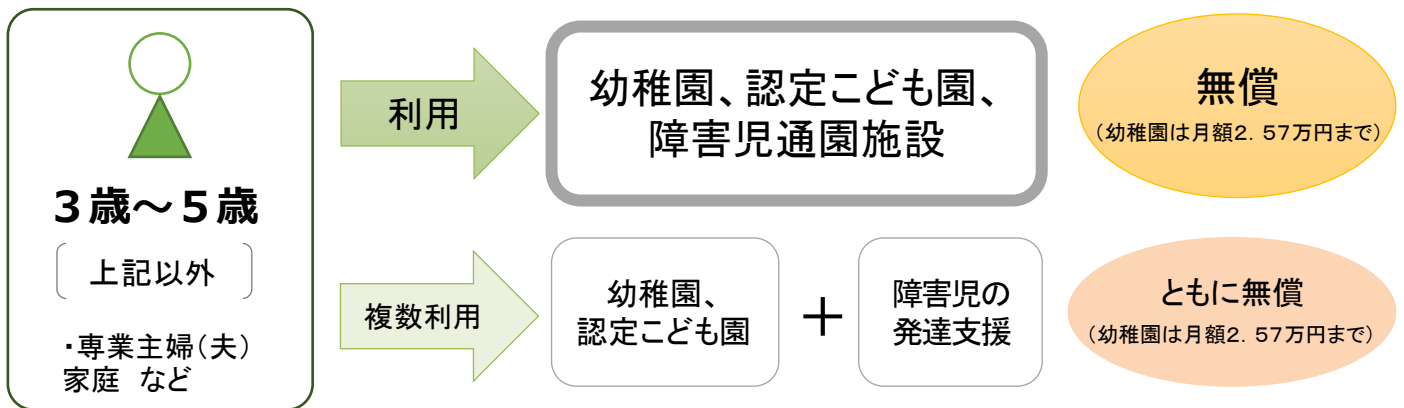
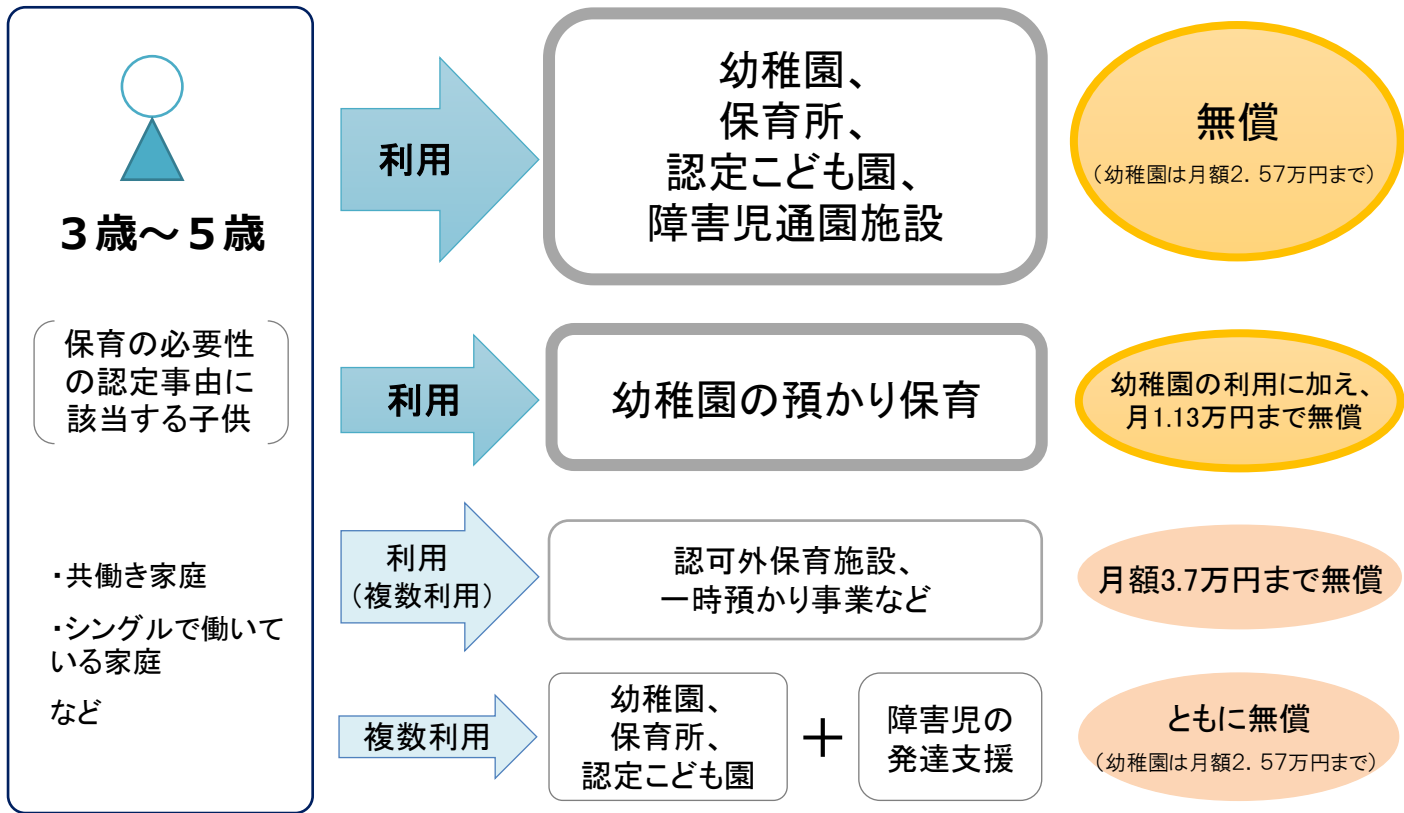
利用日数×450円を限度に、月額最大11,300円まで無償化

※ 無償化の対象額は、利用日数に450円を乗じた額と実際に支払った額を、月ごとに比較して低い方の額となります。

※ 預かり保育を実施していない場合や、実施時間等が少ない場合(預かり保育の提供時間数が平日8時間未満又は年間日数が200日未満)には、幼稚園に加え、認可外保育施設等の利用についても、預かり保育の利用料と合わせて月額最大11,300円の範囲内で無償化の対象となります。

※ 市民税非課税世帯については、満3歳から対象となります。その場合、満3歳となった日から次の3月末までの間は、月額最大16,300円となります。

幼児教育・保育の無償化の主な例



※ 市民税非課税世帯については、0歳から2歳までについても上記と同様の考え方により無償化の対象となる(認可外保育施設の場合、月額4.2万円まで無償)。

(注1) 幼稚園の預かり保育や認可外保育施設を利用している場合、無償化の対象となるためには、市から「保育の必要性の認定」を受けることが必要。

(注2) 認可外保育施設については、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要。ただし、基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間を設ける。(猶予期間については、各市町村の判断により条例で短縮することが可能。)

(注3) 例に記載はないが、地域型保育も対象。また、企業主導型保育事業(標準的な利用料)も対象。

【幼稚園の幼児教育・保育の無償化に関する問い合わせ先】

千葉市子ども未来局幼保支援課 幼児教育振興班 TEL:043-245-5100